

ハイライト:

- ・労働保険の年度更新、算定基礎届の提出をお忘れなく！
- ・個人情報保護法が改正されました！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
労働保険料の年度更新 及び算定基礎の 手続に関して	1
個人情報保護法の 改正について	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。第70号では、ちょうど申告期間である労働保険の年度更新と算定基礎届等について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

労働保険料の年度更新及び算定基礎の手続に関して

今年も6月1日から7月10日まで労働保険料の年度更新手続、7月1日から7月10日までの算定基礎届の提出作業があります。改めて、申告の対象となる賃金や対象者、そして特例的取扱いについて確認してみます。

労働保険料対象の賃金の範囲

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、パート・アルバイト等の賃金	役員報酬	取締役等に支払う報酬
賞与	夏季・年末に支払うボーナス	結婚祝金・死亡弔慰金 災害見舞金・退職金等	就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない
通勤手当	非課税分を含む	出張旅費、宿泊費	実費弁償と考えられるもの
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当・寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対する手当
各種手当 (住宅手当・調整手当等)	家賃補助の手当、扶養手当、精勤手当など	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて解雇日の30日以前に予告しないで解雇する場合に支払う手当

*平成29年4月1日以降の雇用保険料率は、1/1,000ずつ引下げられました。給与ソフトの料率の設定にご注意ください。

労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等 名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。	名称や雇用形態にかかわらず、以下のいずれにも該当すれば原則として被保険者となります。 1週間の所定労働時間が20時間以上であり 31日以上雇用見込みがある場合 季節的に雇用される者については、別途定め有

算定基礎届 例外的な措置

「4、5、6月の給与の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額」に2等級以上の差が生じ、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合には、前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額で決定することができます。4月～6月の期間が繁忙期に当たり、残業手当の支給があり、年平均額とかなり差が出る場合等に適用可能となります。



ホームページもご覧ください
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

個人情報保護法の改正について

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいいます。

従前は、事業活動で取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者は、個人情報取扱事業者に該当せず、義務の対象から除外されていましたが、インターネットの急速な普及等により、取り扱う個人情報の数が少なくても個人の権利・利益を侵害するリスクが高まっていることから、平成29年5月30日の個人情報保護法改正後からは、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者についても個人情報保護法の義務の対象となりました。通常事業を行ってれば、個人情報を入手することは避けられないことから、早急に対応することが必要となります。

個人情報取扱事業者の義務としては、主に以下の4つを理解しておきましょう。

利用目的の特定・適正取得	個人情報を取得する場合は、あらかじめ取得目的を公表し、またその目的の範囲内で取り扱う義務があります。偽りその他不正な手段で取得することは出来ません。
安全管理	個人情報が漏洩しないように適切に安全管理措置を実施する必要があります。
第三者への提供	第三者に個人データを提供するには、あらかじめ本人から同意を得なくてはなりません。
プライバシーポリシーの作成	個人情報取扱事業者は、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針」を策定・公表し、あらかじめ対外的にわかりやすく説明することが、社会的信頼の確保のために重要となります。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

個人情報保護法に関する詳細については、個人情報保護委員会にて各種情報が公表されていますので是非ご覧ください。 <http://www.ppc.go.jp/index.html>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。